

## 神奈川県医療審議会次第

日 時 令和4年10月14日（金）  
18時30分から20時30分  
場 所 Web 開催  
（神奈川県総合医療会館  
2階災害時医療救護本部  
（テレビ会議室））

### 1 開 会

### 2 会長選出

### 3 医療法人部会委員の選任について **【資料1】**

### 4 議 題

#### （1）非医師の理事長選出認可申請について **【資料2】**

### 5 報 告

#### （1）精神病床の取扱いに関する要綱整備について **【報告資料1】**

#### （2）令和4年度の病床整備に関する事前協議について **【報告資料2】**

#### （3）第8次保健医療計画策定に向けた当面の取組みについて **【報告資料3】**

#### （4）医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度神奈川県計画（医療分）の 策定の概要について **【報告資料4】**

#### （5）湘南西部地域における病床の取扱いについて **【報告資料5】**

#### （6）医師の働き方改革に係る特例水準の指定について **【報告資料6】**

### 6 その他

### 7 閉 会

## 【資料一覧】

資料1 神奈川県医療審議会医療法人部会委員名簿（案）

(※) 資料2 非医師の理事長選出認可申請について（諮問）

報告資料1 精神病床の取扱いに関する要綱整備について

報告資料2 令和4年度の病床整備に関する事前協議について

報告資料3 第8次保健医療計画策定に向けた当面の取組みについて

報告資料4 医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度神奈川県計画  
（医療分）の策定の概要について

報告資料5 湘南西部地域における病床の取扱いについて

報告資料6 医師の働き方改革に係る特例水準の指定について

(※)のついた資料につきましては、会議終了後回収いたします。

## 神奈川県医療審議会委員名簿

番号	今回新任	氏名	現職
1		秋山 理砂	神奈川新聞社取締役経営戦略本部事務局長
2		恵比須 享	神奈川県医師会副会長
3		岡野 敏明	川崎市医師会会長
4		小川 護	神奈川県薬剤師会会長
5		菊岡 正和	神奈川県医師会会長
6	○	岸部 都	県議会議員・厚生常任委員会副委員長
7		篠原 正治	神奈川県社会福祉協議会会長
8		渋谷 明隆	学校法人北里研究所常任理事
9	○	新堀 史明	県議会議員・厚生常任委員会委員長
10		鈴木 紳一郎	相模医師会連合会会長（藤沢市医師会会長）
11		竹内 知夫	神奈川県精神科病院協会会長
12		玉巻 弘光	東海大学名誉教授
13		中崎 久雄	大磯町長
14		長野 広敬	神奈川県看護協会会長
15		奈良崎 修二	健康保険組合連合会神奈川連合会会長
16	○	原田 俊一	神奈川県消防長会会長
17		真木 利枝	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会理事
18		松井 克之	神奈川県歯科医師会会長
19		水野 恭一	横浜市医師会会長
20		守屋 輝彦	小田原市長
21		吉田 勝明	神奈川県病院協会会長
22		渡邊 明美	神奈川県地域婦人団体連絡協議会

名簿は50音順で作成

医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画(R4年度分)医療分事業(案)一覧

報告資料  
4-2

No欄は、R3年度計画の事業番号、※はR2年度計画以前に積み立てた基金の活用で対応する事業

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
<b>区分Ⅰ-1 病床の機能分化・連携</b>					1,909,178
<b>病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備</b>					1,909,178
		1	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	急性期病床等から回復期病床等への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。	1,046,134
		2	病院再整備事業 構想区域病床機能分化・連携推進事業	川崎市立市民病院の再整備に対して補助する。  <b>地域医療支援病院等の地域の基幹病院が担う機能を質・量ともに強化し、地域医療構想の実現に向けて必要な再整備・機能強化を行うに当たり、施設整備費に対して補助を行う。(令和4年度は川崎市立市民病院)</b>	488,808
		3	緩和ケア推進事業	緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して補助を行う。	174,399
<b>区分Ⅱ 在宅医療の推進</b>					255,759
<b>在宅医療の体制構築</b>					58,102
		4	在宅医療施策推進事業	在宅医療従事者等の多職種連携と医療的ケアのスキル向上に向けた研修拠点と、患者や家族が在宅医療を直接体験できる拠点となる在宅医療トレーニングセンターの設置・運営に係る経費に対して補助する。	27,523
		5	訪問看護推進支援事業	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、在宅医療への支援のあり方を調査・検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の養成・確保・定着を図り、訪問看護の提供体制を整備する。	13,760
<b>区分Ⅱ 在宅医療の推進</b>					410,708
<b>在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化</b>					171,827
		6	在宅歯科医療連携拠点運営事業	在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、医科や介護との連携の促進や地域の相談窓口などの役割を担う在宅歯科医療中央連携室を1箇所、在宅歯科医療地域連携室を各地域に設置する。  在宅歯科医療地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等において、訪問歯科を受けている在宅要介護者等で一般歯科診療所では対応できない重度な口腔内疾患等への治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費及び施設・設備整備費に係る経費の一部を補助する。	135,390 31,076
<b>小児の在宅医療の連携体制構築</b>					14,030
		8	小児等在宅医療連携拠点事業	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築するため、会議体、相談窓口の設置、研修の実施等を行う。	14,030
<b>在宅医療を担う人材の確保・育成</b>					11,800
		9	訪問看護ステーション研修事業	訪問看護ステーションの訪問看護師の実践的な研修体制を構築し、県内における在宅医療提供体制の充実を図る。	11,800
<b>区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成</b>					1,960,933
<b>医師の確保・養成</b>					496,391
		10	医師等確保体制整備事業	横浜市立大学医学部生を対象とした修学資金貸付制度により、毎年5名に対して県が学生本人に対して毎年度貸付を行う。  地域医療を担う医師を確保及び育成するため、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学の地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金の貸付を行う。	22,813 109,200
		11	産科等医師確保対策推進事業	産科勤務医等の処遇改善とその確保を図るため、分娩手当を支給する病院、診療所及び助産所に対し補助を行う。	60,000 10,706
		12	病院群輪番制運営事業	二次救急医療圏ごとに市町村と医師会等が協力して実施する病院群輪番制の運営事業に補助する。	244,889
		13	小児救急医療相談事業	夜間等における子どもの体調や病状の変化に関する電話相談体制を整備する。	38,451

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
<b>区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成</b>					<b>1,960,933</b>
<b>看護職員の確保・養成</b>					<b>1,462,167</b>
		14	看護師等養成支援事業	看護師等の養成・確保を図るため、民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。	462,129
				看護師養成所の新築、増改築(改修を含む。)に要する工事費又は工事請負費に対して補助する。	546,584
		15	院内保育所支援事業	医師・看護師等の離職防止と再就職促進のため、病院内保育事業の運営費に対して補助する。	190,502
				院内保育施設整備に対して補助する。	4,443
		16	看護実習指導者等研修事業	看護師等養成施設の専任教員、臨地実習に必要な実習指導者及び認定看護師等を養成する。	29,040
		17	潜在看護職員再就業支援事業	潜在看護職員の再就業の促進のため、普及啓発、相談会及び見学会等を開催し、求人から採用までを支援する新たな取組みを進め、離職者の再就業を促進する。	16,542
		18	看護職員等修学資金貸付金	看護師等の確保・定着のため、看護師等養成施設等の在学者へ、修学資金の貸付けを行う。	49,180
<b>区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮</b>					<b>79,800</b>
<b>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備</b>					<b>79,800</b>
		21	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に対し必要な費用を支援する。	79,800
<b>合計</b>					<b>4,205,670</b>

# 医師の働き方改革に係る特例水準の指定について

Kanagawa Prefectural Government

1

## 1. 概要

令和4年度 第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議

### 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

#### 現状

##### 【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

##### 【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

##### 【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

#### 目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

#### 対策

##### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置の推進**  
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在の是正**

国民の理解と協力に基づく**適切な受診の推進**

##### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理の推進**

**タスクシフト/シェアの推進**  
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

#### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

**地域医療等の確保**  
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成  
評価センターが評価  
都道府県知事が指定  
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間			
C-2 (高度技能の修得研修)				

#### 医師の健康確保

健康状態を医師がチェック

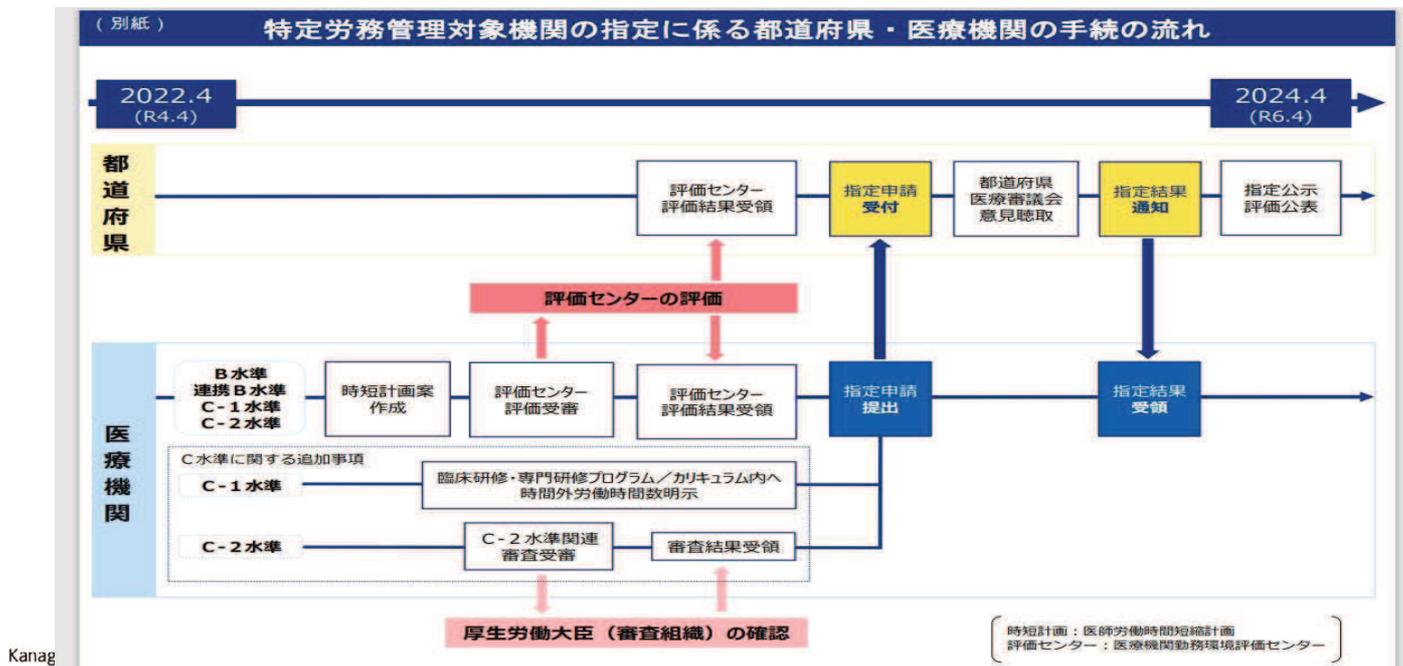
**休息時間の確保**  
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

Kan

11

## 2. 指定水準のフロー図

令和4年度 第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議



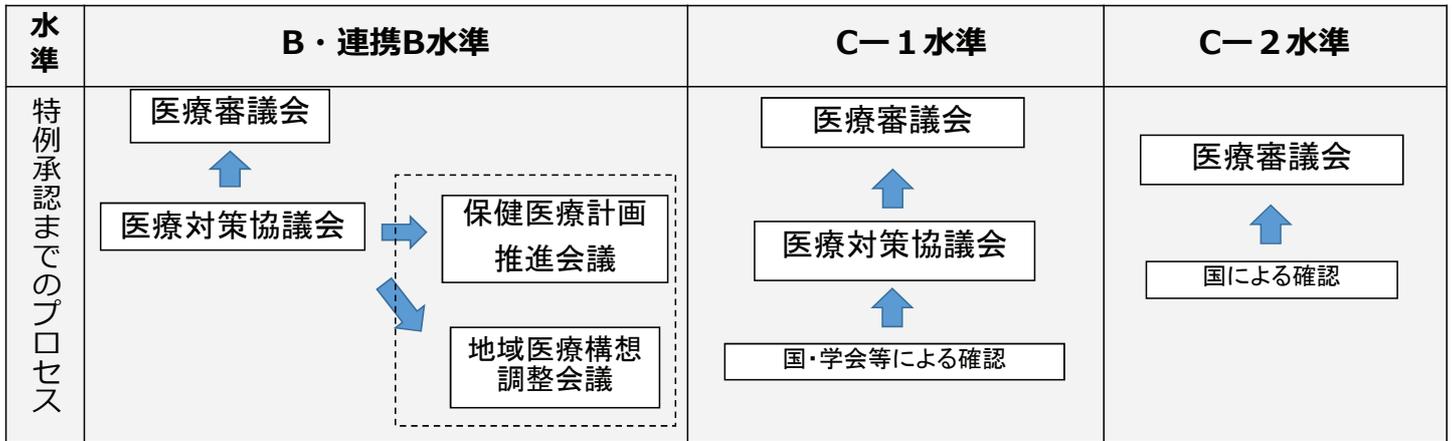
3

## 3. 地域の医療関係者との協議

- 医療法第113条により、都道府県が指定をするに当たっては、あらかじめ、**医療審議会の意見を聴かなければならない**とされている。(令和3年5月28日改正)
- また、国の検討会において、**医療審議会の意見を聴く際には、地域医療対策医療対策協議会や地域医療構想調整会議との議論の整合性を図ることが推奨されている。**
- そのため、医療審議会への意見聴取の前段として、医療対策協議会において議論を行い、併せて地域医療構想調整会議への共有も図っていくこととしたい。

## 4. 検討体制

➤ 特例水準ごとに、医療審議会への諮問のプロセスを個別に設定する。



R4	R5 (申請受付、会議のスケジュール等は早まる可能性あり)															
11,12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		第1回申請受付(早くて2月~)									第2回申請受付					
			医対協、 保医推、 医療審			医対協	保医推		医対協、 保医推	医療審				医対協、 保医推	医療審	

5

説明は以上です。